

国連ナイロビ将来戦略報告で示された30%の目標数値や諸外国の状況を踏まえ、社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に占める女性の割合が、少なくとも30%となることを目指して、各種取組みを進めるよう提案

ポジティブ・アクション(積極的改善措置)は様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて、実施していくもの。男女共同参画社会基本法第2条第2号では、ポジティブ・アクションは国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。現在、我が国において展開されている様々なポジティブ・アクションの具体的な例は、下の図のとおり。

わが国における主なポジティブ・アクション

活躍できていない

女性の現状

女性の雇用者の割合は4割
管理職割合は8.9%

米 45.1%
加 35.1%
独 26.3%
瑞 28.8%

農業就業人口に占める女性割合は約6割
農協正組合員は14.3%
農協役員は0.6%

大学院博士課程は約28%
教授は8.8%
組合の女性割合は約27%
役員割合は約7%

国家公務員の女性割合は20%以上
管理職は1.4%

米 23.1%
英 17.2%
仏 19.3%

男女の賃金格差は先進国の中で最大



各分野に共通するポジティブ・アクションの進め方(例)

取組の流れ
現状分析及び課題の整理
具体的取組計画の作成
・目標設定
・取組策定
・期間の設定
・調査分析
具体的取組の実施
具体的取組のフォローアップと見直し

体制の整備
組織のトップの理解、決断、実施
組織内の実施機関の設置
組織の意思決定機関での合意、組織内のコンセンサスづくり

ポジティブ・アクション研究会(H15~16年)

ポジティブ・アクションの推進

組織全体が活性化へ
一人一人の個性や能力が活かされる社会へ